

改正後	説明															
<p>(支出負担行為の手続の特例)</p> <p>第4条 次に掲げる支出負担行為の手続は、支出命令の手続に併せて行うものとする。ただし、武蔵野市職員服務規程（昭和34年12月武蔵野市訓令（甲）第9号）<u>第10条第2項</u>に規定する管外出張に係る旅費を除く。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p>	字句の改正															
<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="236 1171 1166 1435"> <thead> <tr> <th>経費の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から7まで （略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 負担金</td> <td>一部事務組合負担金を除く。</td> </tr> <tr> <td>9及び10 （略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	経費の区分	備考	1から7まで （略）		8 負担金	一部事務組合負担金を除く。	9及び10 （略）		字句の削除							
経費の区分	備考															
1から7まで （略）																
8 負担金	一部事務組合負担金を除く。															
9及び10 （略）																
<p>別表第2（第8条関係）</p> <p>支出負担行為の整理区分表</p> <table border="1" data-bbox="236 1592 1166 2007"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支出負担行為として整理する時期</th> <th>支出負担行為の範囲</th> <th>支出負担行為に必要な書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から5まで （略）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 旅費</td> <td>支出決定のとき。 (旅行命令のとき。)</td> <td>支出し よう と する額</td> <td>請求書 命令書</td> <td>管外出張に係る旅費は、括弧書によ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考	1から5まで （略）					6 旅費	支出決定のとき。 (旅行命令のとき。)	支出し よう と する額	請求書 命令書	管外出張に係る旅費は、括弧書によ	字句の削除
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考												
1から5まで （略）																
6 旅費	支出決定のとき。 (旅行命令のとき。)	支出し よう と する額	請求書 命令書	管外出張に係る旅費は、括弧書によ												

